

# 令和5年度第6回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

## 1 会議の日時

令和5年6月28日（水）午後2時から午後4時まで

## 2 会議の場所

西庁舎 7階701号室

## 3 会議の議題

適正な水道料金のあり方について⑤

## 4 出席委員及び欠席委員の氏名

### (1) 出席委員（7名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所 女性部
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

### (2) 欠席委員（3名）

学識経験を有する者	内藤 公士	公認会計士
	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社 専務取締役

## 5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂

上下水道部長 松澤 耕

経営管理課長（次長） 小林 也寸志

上下水道部次長（水道工事課長） 跡地 操

総務課長 荻野 泰久、サービス課長 栗本 勝明

水道浄水課長 小野塚 好司、下水施設課長 柴田 英幸  
下水工事課長 新美 正紀、経営管理課副課長 棚岡 伸一  
総務課副課長 米津 久美、総務課総務係長 飛田 晃宏  
経営管理課経営1係長 谷中 千恵、経営管理課主査 今泉 高樹  
経営管理課主事 鈴木 龍也

## 6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち7名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

## 7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、B委員を指名した。

## 8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者3名)

## 9 議事の要旨

資料1(P1～P9)に基づき、前回審議会にて継続審議事項となった災害等不測の事態に備える資金及び企業債の借入方針について事務局が説明した。また、当日欠席のG委員から、今回の審議事項について予め寄せられたコメントを事務局が代読した。要旨は下記のとおり。

(要旨)

資金残高を50億円とする目標については、国内における過去の災害復旧実績をもとに、岡崎市水道事業の規模に照らし合わせて算出したものであり、妥当である。

企業債残高を200億円以下に抑えるという目標についても、企業債残高対給水収益比率という指標の全国平均は300%未満となっており、その比率を参考に岡崎市水道事業における企業債残高を200億円以下に設定することは、適切である。

(以上)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(A委員)

企業債の借入を令和12年までは抑えておいて、令和13年からは大幅増となっているが、この状況について説明を伺いたい。

(事務局)

前回の審議会では、資料7ページのとおり、建設改良に充てる資金として優先して企業債を借りる案をお示ししたが、この案では内部留保資金の残高が高い水準で続くことになる。

そこで今回、資料9ページのように、企業債の借入については令和12年度まで約3億円に抑え、内部留保資金を優先的に建設改良の財源に充てることで残高を徐々に減少させた上で、その目標値を確保するのに必要な時期に企業債を増やしていくという案をお示しさせていただいた。

(A委員)

50億円という資金残高の目標値があるので、そこまでは企業債の借入を抑えておいて、50億円に近づいてきたら企業債の借入を大きく行っていくということか。

借入額が3億円から18億円に増えるというのが、大幅な金額の増加に見えるが、これによって市民が払う料金に影響はないのか。

(事務局)

企業債残高を200億円に抑えるという目標に対しても、まだ余裕はある。内部留保資金残高についても、今までは約90億円は必要というところを今回は50億円にしていくことで、40億程度余裕が出る。前回、建設改良費が少ない時に積極的に企業債を借りる必要があるのかというご意見もいただいております、再度検討を行い、必要になったときに借入を行うという案を今回お示しさせていただいた。その結果、料金改定率も下がる結果となった。

(B委員)

料金改定率が前回の12.4%から、今回、資料9ページのように9.7%になるというのは使用者には良いことだと思うが、この妥当性を伺いたい。

(事務局)

料金改定率が下がった理由は、企業債を借りることで生じる利息や元金の返済額が減少したことによるものであり、妥当であると考えている。

(C委員)

借入を3億円で抑えていたところを必要になった時に急激に増やす方が段階的に増やしていくよりもよいということか。利子の支払いを抑えられるということか。

(事務局)

目標とする内部留保資金の残高に注意しながら、必要になった時期に借入で対応するという方針にしたということである。借りる相手方も十分な対応が可能だと思われるので、特に問題となる点はないと考えている。

(議長)

ここまでの審議を踏まえ、災害等不測の事態に備える資金10億円の考え方や、今日改めて説明された企業債の借入方針について、企業の財務の考え方からも相対的にコストの低いものから使っていくという考え方については概ね理解できる内容であると思うが、委員の皆様もそうした理解でよろしいか。

(全委員)

よい。

(議長)

事務局から示された方針について、委員の皆様にご同意をいただいた。

続いて資料1(P10～P17)に基づき、経営戦略について事務局が説明した。また、当日欠席のG委員から、今回の審議事項について予め寄せられたコメントを事務局が代読した。要旨は下記のとおり。

(要旨)

経営戦略を短期的視点でなく長期的視点に立ち検討することについては、料金は常に経営状況を踏まえ検討が必要であること、また大幅な料金改定は住民の負担となることから、長期的視点に立ち検討することは妥当である。

(以上)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(事務局)

他市はまだ短期的な視点で料金を検討している団体が多い。本市は、ストックマネジメント計画を策定し長期的な建設改良費を見込むことができるようになったため、経営戦略も長期的な視点で検討することができるようになった。

(D委員)

経営戦略を長期的視点で考える方が優位であることがわかった。その長期的で見た場合の経営戦略について、資料13ページの料金改定率を見ると令和7年度は9.7%だったのが、次の令和11年度は16.0%、令和15年度は10.1%となっているが、この令和11年度の16.0%という改定率は少し突出しているのではないか。この16.0%をもう少し緩和するために、逆算して当初の9.7%という改定率をもう少し調整できないのか。また調整する場合は、企業債の借入を増やすのか、あるいはその他の手段があるのか。

(事務局)

令和11年度の改定率が16.0%と大きくなるのは、令和11年度以降の建設改良費が大きくなっていくためである。経営戦略は10年間の経営を見込んで立てるものではあるが、10年先の影響まで見込んで今回の料金改定に反映させるには期間が長く、次回考えるべきとの専門家の意見もいただいている。

(A委員)

短期視点で見るか長期視点で見るかというところで、長期視点の方が良いのかなという気はするが、今の時点で先にすごくお金がかかると分かっているとしても、そんなに先のことを今見込むのはどうかというのも一理あるし、先が見えているのになぜそこに手をつけないのかというのも一理ある。今まで10年以上先のことを見据え、数字の積み重ねをされているので、基本的には長期視点ベースで見るのは良いと思う。

(議長)

ここまでの審議を踏まえ、経営戦略については長期的な視点で考えることが私としては理解できる。委員の皆様も同様かと感じたが、意見等はあるか。

(全委員)

意見なし。

(議長)

では、長期的な視点で検討を進めていくことで問題はないと思う。事務局から示された方針については、ここまで各委員の皆様から概ね同意をいただいた。

財政収支の見通しについては、資料13ページに記載の長期的な視点に立って作成した経営戦略のとおり、令和7年度に9.7%、令和11年度に16%といった改定が必要となる。しかし、実際に料金をどうするかについては、審議会としては、昨今の社会状況等も踏まえつつ検討していく。

(D委員)

単純に15%改定率を上げた場合は、企業債を増やすことになるのか。

(事務局)

収入が増えればそれが資金となり、企業債を抑えることが可能になってくる。

水道法で示されているように、長期的な観点から施設の更新計画を立て、それを実現するための収支見込みを検討する中で、今回、長期的な視点での経営戦略を説明させていただいた。その内容については資料13ページのとおり、令和7年度に9.7%。令和11年度に16.0%などの改定を段階的に実施していくことが望ましいと事務局では考えている。しかし、平成30年度の前回の料金改定の検討の際は、本来であれば1.81%の改定が必要となるが、一定の純利益及び内部留保資金を当面の間は確保できるとして、改定を見送った。ただ今回は、先に大きな料金改定が必要になってくることが見込まれているので、その判断について議論をしていただきたい。また、他市ではコロナ禍の影響や物価の高騰などの社会状況を踏まえ、本来必要な改定率を抑えたり、改定時期を遅らせたりする団体もある。そのような動向を踏まえる必要があるかどうかも含めて、皆様のご意見をいただきたい。

(C委員)

追加資料2ページの料金改定率について、事務局案のパターン3（令和7年度改定率9.7%）とパターン4（同、15.0%）の中間くらいの改定率が考

えられないかとも思うが、事務局としては、10年先を見込んで算出した9.7%が適切であると考えているということか。

(事務局)

今後10年の間には色々な変動要素、例えば資材価格や人件費の高騰のほか、燃料価格が落ち着きを取り戻すのではないかとということも考えられる。長期的に完全な収支見通しをするのは難しいが、10年間程度については事務局案は大きなぶれなく予測できていると考えている。

長期的に非常に大きな投資が必要になることがわかっている場合、それに備えて早い段階からある程度改定率を高めに見込んでいくべきかどうかについて総務省の経営アドバイザーにも確認したが、直近10年を考える場合、そこまで織り込んで改定率を考える必要はなく、4年ごとなど定期的に収支計画のローリングによる見直しをしながら考えていくのが一般的であるとの助言をいただいている。このような助言も踏まえ、今後10年を考える上では9.7%が適切であると考えている。

(C委員)

長期的な視点は必要であるが、今の段階ではまず10年間をやり通そうということか。

(事務局)

当面の10年間ということで考えている。

(議長)

各委員のご意見をいただきたいと思う。基本的な方向として、事務局の考え方についてどう考えるか、順番にご意見を。

(C委員)

令和7年度9.7%、令和11年度に16.0%、令和15年10.1%という、先の方はまだ変更変わる可能性があるとのことだが、こういう考え方で進めていくということには賛成である。

(D委員)

9.7%で結構だと思う。

(E 委員)

長期視点で見て変えていく方がよいと思う。改定率については、今回9.7%、次は16%ということだが、それについてもそうなるかどうか分からないということと思うが、例えば15%とか20%近い方に振れてしまうのであれば、最初に10%強ぐらいのところやっていった方がよいんじゃないかと使用者目線では思う。

例えば改定率を9.7%でなくて12%にした場合、企業債の借入は減らしていく、内部留保資金についても資料13ページの残高よりも少し多めにプールし、令和13年からの建設改良費の増に対応していくというイメージになるのか。

(事務局)

9.7%ではなく12%程度を改定した場合、料金収入が今の事務局の想定よりも上がる。その分、建設改良費の財源に充てる内部留保資金は少なくなるので、より長期にわたって目標資金を確保できることになり、その間、企業債の借入を抑えることができることになる。

企業債や内部留保資金については、実際には毎年、財務状況を見ながら建設改良費の財源をどうするかについて、その都度検討していくことになる。

(F 委員)

長期視点での経営戦略でよいと思うが、最近は物価が上がっており、それも含めてのものなのかなと思いつつ聞いていた。コストが上がっていく中で、内部留保資金は運用などしているのか。

(事務局)

資金については、定期預金、有価証券等で運用している。国債や市債の率が非常に良いとはいえないものの、ほとんど利率がつかない現状のため、その運用利益等はあまり期待できないのが現状である。

(A 委員)

水道の使用者としては、料金が上がって欲しくないというのが正直なところで、なぜ上げるばかり考えているのかなとも思う。しかし、これまでの説明で上げざるを得ないという状況であることも、事務局の試算を見て理解はできる。今回、企業債の借入れ方を見直すことで9.7%という数



字が出たが、それもやむを得ないものであると理解している。

9.7%という数字については、昨今のコロナ禍や物価の高騰により生活状況が非常に厳しい部分を考慮して、もう少し下がらないのかとも思うが、ただ本当にそれを理由に9.7%より下げるということが良いのかということ、やはり世代間の公平を考えると、今物価が上昇しているからといって、例えば5%に下げましょうというのも、先のことを見据えていないようにも思えて非常に悩ましいが、9.7%という料金改定率はやむを得ないのかなと自分としては思っている。

(B委員)

9.7%の改定というとても大きく値上がりするように感じられるが、口径13mmで改定率9.7%の場合、260円の値上げという試算であり、それ程でもないと感じる。先送りばかりで将来さらにお金がかかるようになるのを考えると、次世代に負担をかけるのはよくないと思うので、これぐらいで妥協するかという感じで、私は良いと思う。

(事務局)

水道料金は2ヶ月に1回の徴収のため、実際には1回の支払い当たり、この倍の金額が増えることになる。また下水道を使用されている方はその使用料も合わせての請求になる。

(B委員)

今まで値上げをしなかったという企業努力も理解しており、それがあって今回は値上げが必要になったということも納得している。

続いて資料1 (P18~P21) に基づき、水道料金の算定方法について事務局が説明した。

また、当日欠席のG委員から、今回の審議事項について予め寄せられたコメントを事務局が代読した。要旨は下記のとおり。

(要旨)

料金算定の方法については、総括原価方式による料金算定には賛成であり、需要家費、固定費等から料金の分解をすることも適切である。

(以上)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(議長)

受水費は、固定費と変動費に分かれるのか。

(事務局)

受水費は、県から水道水を購入するが、本市の場合、市内2ヶ所の施設で受水をしている。その施設の維持管理に必要な費用もあれば、受水した水を送水するための費用など、水量によって変動する費用もあり、固定費と変動費の両方に分解している。

(議長)

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

## 10 上下水道部長挨拶

### 会議資料

#### 【事前送付資料】

第6回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第  
資料1 料金の算定について

#### 【当日配布資料】

追加資料1 料金改定による影響の試算

追加資料2 料金改定率の試算

追加資料3 給水収益推移

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会委員名簿

席次表